# 龍ケ崎地方衛生組合監査委員条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 第１条　　省　　略<br>（定例監査の期日等）<br>第２条　法第２９２条において準用する法第１９９条第４項の規定による監査は、毎年２月、５月、８月及び１１月に行う。ただし、特別の事由があるときは、時期を変更することができる。<br>２　監査委員は、前項の監査を行うときは、その期日の７日前までに監査の対象となる機関に通知するものとする。<br>第３条<br>～　　省　　略<br>第５条<br>（決算書類等の審査）<br>第６条　監査委員は、法第２９２条において準用する法第２３３条第２項及び第２４１条第５項の規定により決算及び証書類等並びに基金の運用の状況を示す書類が審査に付されたときは、当該審査に付された日から６０日以内に意見書を管理者に提出しなければならない。<br>（職員の賠償責任の監査）<br>第７条　監査委員は、法第２９２条において準用する法第２４３条の２の８第３項又は第８項後段の規定により、管理者から監査又は意見を求められたときは、当該監査又は意見を求められた日から６０日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。<br>（報告、公表等）<br>第８条　法令の定めるところにより行う監査、検査又は審査の結果の報告、公表又は通知は、監査、検査又は審査の終了後速やかに行わなければならない。<br>２　　以下省略 | 第１条　　省　　略<br>（定例監査の期日等）<br>第２条　法第２９２条において準用する法第１９９条第４項の規定により監査は、毎年９月に行う。<br>２　監査委員は、前項の監査を行なうときは、その期日の７日前までに対象となる機関に通知するものとする。<br>第３条<br>～　　省　　略<br>第５条<br>（決算書類等の審査）<br>第６条　監査委員は、法第２９２条において準用する法第２３３条第２項及び第２４１条第５項の規定により決算及び証書類等並びに基金の運用、状況を示す書類が審査に付されたときは６０日以内に意見書を管理者に提出しなければならない。<br>（職員の賠償責任の監査）<br>第７条　監査委員は、法第２９２条において準用する法第２４３条の２第３項又は第８項後段の規定により、管理者から監査又は意見を求められたときは６０日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。<br>（報告、公表等）<br>第８条　法令の定めるところにより行う監査、検査又は審査の結果の報告、公表又は通知は、監査検査又は審査の終了後速やかに行わなければならない。<br>２　　以下省略 |